

よくある質問・注意事項

Q. 自分が所得の要件に該当するか分かりません。

A. 所得の要件に該当するか明確に分からない場合は、申請しておくことをお勧めします。個人番号を用いて神奈川県が所得要件の審査を行います。審査時に該当しないことが分かれば、審査終了後に学校から「不認定」の旨の通知が届きます。
また、就学支援金・学費補助金は遡った支給は受けられません。そのため、該当するか分からない場合であっても申請しておく方が良いと思います。

Q. 自分の所得区分が知りたいです。

「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」は何の書類を確認すれば分かりますか？

A. 項目1に掲載している「高等学校等就学支援金制度リーフレット①（概要等）」の「対象となる方の判定基準について」をご参照ください。
なお、計算して所得区分を明確に知りたい場合は、下記へお問い合わせください。

神奈川県福祉子どもみらい局 私学振興課助成グループ
電話：045-210-3793

Q. （初めての申請等）マイナンバーカードが無いのですが、どうしたら良いですか？

A. 以下のいずれかをご用意ください。

①マイナンバー通知カード

マイナンバー制度が開始した際に、個人に付与された通知カードです。

表面に自身のマイナンバーが記載されています。

申請時には、保護者等の収入状況提示方法を選択する際に「個人番号を入力する」を選択し、記載のマイナンバーを入力することで申請ができます。

②マイナンバー記載の住民票

「マイナンバーの記載がある住民票」を役所等の窓口で取得することで、自身のマイナンバーが分かります。

申請時には上記①と同様に「個人番号を入力する」を選択して申請してください。

Q. (はじめての申請等) 保護者2名の内、1名は収入がありません。その場合は、保護者等情報は1名のみ入力すれば良いですか？

A. 収入の有無に関わらず、保護者等が2名の場合は2名分の入力が必要です。
なお、「主たる生計維持者1名」というのは、親権を持たない者が保護者として申請する場合のみ使う選択肢ですので、お間違えのないようにご注意ください。

Q. 審査結果はいつ頃分かりますか？

A. 神奈川県での審査終了後、横須賀学院から申請者に結果を郵送でお知らせします。
昨年、就学支援金は6月(高1のみ)と9月、学費補助金は11月に審査結果をお知らせしました。

Q. 保護者の一方が海外在住の場合の補助額はいくらになりますか？
また、申請時にはどのように入力すれば良いですか？

A. 就学支援金では、加算支給額無し(月額9,900円)で支給を受けることができます。
学費補助金は受給することができません。
個人番号の指定を受けている場合は、就学支援金の申請時に保護者等2名の情報を入力してください。その際、海外在住の保護者等の「課税地」については、「日本国内に住所を有していない。」にチェックを入れてください。

Q. 学費補助金の申請はいつから始まりますか？

A. 学費補助金の申請については、6月頃にお知らせいたします。